新	旧	1 + 1 / 1 / 1
	***	ポイント
<u>日野市男女平等基本条例</u> 施行規則	<u>日野市男女平等基本条例</u> 施行規則	名称:条例の名称に併せる
平成13年12月28日	平成13年12月28日	
規則第35号	規則第35号	
第1条、第2条 略	第1条、第2条 略	
	37 1 X ( 31 2 X F)	
(対象者)		第3条 制度の対象者を定める
第3条 条例第9条の2第1項に規定する規則で定める者		資料1(3)申請要件参照
は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) パートナーシップにあること。		
(2) 民法 (明治29年法律第89号) 第4条に規定する成		
(2) <u>代伝 (明旧29年伝律第69万) 第4条に規定する版</u> 年に達していること。		
(3) 双方に配偶者がいないこと、及び双方に相手方以		
外に婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様		
の事情にある者、パートナー、交際相手がいないこ		
٤.		
(4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をす		
ることができない関係にないこと。ただし、パートナ		
ーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていた		
ことにより当該関係に該当する場合を除く。		
(5) 次のいずれかに該当すること。		
ア 双方が、市内に住所を有する。		
ウ 双方が、宣誓日から3箇月以内に市内に転入を予		
定している。		
(6) 一方又は双方が、多様な性の当事者(性的マイノ		
<u>リティ)であること。</u>		
_(パートナーシップ宣誓)_		第4条 宣誓方法
第4条 条例第9条の2第1項の規定による届出(以下、		<del>カ4米   旦言 カム</del>  申請書類(様式は資料3-2参照)、提出
「パートナーシップ宣誓」という。) をしようとする		書類( <u>資料 参照</u> )を定める
者(以下、「宣誓者」という。)は、日野市パートナ		
<u>ーシップ宣誓書(第1号様式)に次に掲げる書類を添</u>		

新	旧	ポイント
えて、市長に提出するものとする。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1) 住民票の写し (a) 三常四   東西寺田書 フルメ 中寺田書 (日本日常さ		
(2) 戸籍個人事項証明書又は独身証明書(日本国籍を		
有しない者にあっては、現に婚姻していないことを証		
する書類)		
(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める		
書類		    2項 各種届出の本人確認書類
2 宣誓者は、パートナーシップ宣誓の際に、本人である		□誓などの各種届出の際の本人確認 □誓などの各種届出の際の本人確認
ことを証明するため、日野市戸籍及び住民基本台帳に係		書類を、第2項に定める。戸籍の届出
る届出、請求等の本人確認に関する事務取扱要綱(平成		時の本人確認書類と同様の書類で確認します。(資料3-3参照)
20年6月5日制定)別表1に定める書類を提示しなけれ		ng o & 7 a (Mala o S ww)
<u>ばならない。</u>		
(通称名の使用)		MED VENEZA
第5条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓において、戸籍		第5条 通称名について 宣誓時に通称の申請があった場合、
上の氏名と併せて通称名(戸籍上の氏名以外の呼称で戸		証明書の氏名欄に通称名を使用する
籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用している		ことができることなどを定める。 2項の、社会生活上日常的に使用して
ものをいう。以下同じ。)を使用することができる。		いることが確認できる書類として
2 宣誓者は、前項の規定により通称名の使用を希望する		は、通称名を使用していることが分
場合は、パートナーシップ宣誓の際に、当該通称名を社		かる「社員証」や「郵便物」を想定している。
会生活上日常的に使用していることが確認できる書類を		
提示するものとする。		
<u></u>		
<u>(証明書等の交付)</u> 第6条 末見は、パートナーシャルプ字哲がなったしたは		第6条 証明書・証明カードの交付
第6条 市長は、パートナーシップ宣誓があったときは、		宣誓書類の審査後、証明書として
第3条に掲げる要件並びに第4条及び前条第2項に規定		「宣誓証明書」と「宣誓証明カー
する書類を確認の上、日野市パートナーシップ宣誓証明		ド」を交付する。(様式は資料3-2参照)ただし双方が3箇月以内に転入予
書(第2号様式。以下、「宣誓証明書」という。)及び		定の場合は有効期日入りの賞味書類
日野市パートナーシップ宣誓証明カード(第3号様式。		を交付する。
以下、「宣誓証明カード」という。)を、当該宣誓をし		

<u>日野印另女平寺基本条例爬行規則一部以正(条)相印对照衣</u>	は、以上部分を小り。	具科 5-1
新	旧	ポイント
た者双方に交付する。ただし、第3条第5号ウに該当す		
る者に対しては、宣誓日から6箇月を有効期限とした宣		
誓証明書及び宣誓証明カード(以下、「宣誓証明書等」		
という。)を交付するものとする。		
2 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当		
該通称名及び戸籍上の氏名を宣誓証明書等に併記するも		第7条 証明書等の再交付 第7条 証明書等の再交付
のとする。		粉失・毀損・汚損の場合、再交付申
(宣誓証明書等の再交付)		請書の提出で再交付を受けられる。 (様式は資料3-2参照)
第7条 前条の規定により宣誓証明書等の交付を受けた者		※紛失の場合を除き、手持ちの証明
(以下、「受領者」という。)が、宣誓証明書等を紛		書等を再交付申請書に添付すること とする。(証明書等は複数交付した
失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、日野市パー		大態にしない)
トナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(第4号様式)		第8条 変更届について
を提出することにより、宣誓証明書等の再交付を受ける		宣誓証明書等の記載事項(氏名(戸籍
ことができる。この場合において、毀損又は汚損により		上・通称)・有効期日)に変更がある
宣誓証明書等の再交付を受けるときは、当該宣誓証明書		場合、変更届と手持ちの宣誓証明書 等を提出する。 (様式は資料3-2参
等を返還しなければならない。		照)
2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申		※氏名(戸籍上・通称)変更をする方は、上記の書類に、氏名変更後の戸
請について準用する。		籍等を添えて提出する。書類審査
(変更の届出)		後、変更後の氏名の宣誓証明書等を 交付する。
第8条 受領者は、次の2号のいずれかに該当するときは		
日野市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届		
(第5号様式) (以下、「変更届」という。) に、市長		
が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければな		
らない。		
(1) 戸籍上の氏名、通称名に変更があったとき。		
(2) 第3条第5号ウに該当する者が、宣誓日から3箇		

口野巾为女平寺基本宋例施门規則一部以正(条)材巾为忠衣	は、以上部分で小り。	貝科 3-1
新	旧	ポイント
月以内に市に転入したとき。 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更届について準用する。 3 市長は、第1項第1号による変更届の提出があったときは、変更内容の確認後、変更後の戸籍上の氏名、通称名を記載した宣誓証明書等を受領者に交付するものとする。 4 第1項第2号による変更届は、宣誓証明書等の有効期限内に提出しなければならない。 5 市長は、前項で規定する有効期限内に第1項第2号による変更届の提出があったときは、変更内容を確認後、有効期限のない宣誓証明書等を受領者に交付するものと	III	小イント ※3箇月以内に転入予定として有効期 日入りの宣誓証明書等の交付を受け た方は、宣誓日から3箇月以内に転入 し、6箇月以内に変更届を提出する と、有効期日のない宣誓証明書等を 交付される。
<ul> <li>する。 (宣誓証明書等の返還)</li> <li>第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、日野市パートナーシップ宣誓証明書等返還届(第6号様式)に宣誓証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。</li> <li>(1) パートナーシップを解消したとき。</li> <li>(2) 受領者のいずれか一方又は双方が第3条第3号又は第4号の要件を満たさなくなったとき。</li> <li>(3) 第3条第5号の要件を満たさなくなったとき。</li> <li>(4) 受領者のいずれか一方が死亡したとき。</li> <li>(5) 受領者のいずれか一方又は双方がパートナーシップ宣誓をした時点において第3条に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。</li> <li>(6) 次条に規定する取消事由に該当するとき。</li> </ul>		第9条 宣誓証明書等の返還について て パートナーシップを解消したときや、双方が市外に転出するなど申請要件を満たさなくなった時に返還届を提出する。返還届には手持ちの宣誓証明書等を添えて提出する。(様式は資料3-2参照)

<u>日野印为女平寺基本条例施行规则</u> 一部以正(系)利印对照衣		具件 3-1
新	旧	ポイント
2 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還の届出について準用する。 (宣誓証明の取消し等) 第10条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、宣誓証明を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正の手段により、宣誓証明書等の交付を受けたとき。 (2) 宣誓証明書等を改ざんし、又は不正に使用したとき。 2 市長は、前項の規定により宣誓証明を取り消したときは、その旨を受領者に通知し、期日を設けて宣誓証明書		ポイント 第10条 宣誓証明の取消しについて 虚偽や不正などの手段で宣誓証明書 等の交付を受けた場合、証明を取り 消すことができる規定を設ける。 その場合、不正等により証明が取り 消された旨通知明書の返還がない期日 を設けてご証明書等の返還がない場 合は、悪用を防ぐため、個人が識別 できる情報を除きその旨を公表す る。(宣誓証明書の交付番号を想定 している)
等の返還を求めるものとする。 3 前項に規定する通知の後、宣誓証明書等の返還の期日 を経過しても、受領者より宣誓証明書等の返還がない場合は、特定の個人の識別が可能な情報を除き、その旨を 公表するものとする。 (申出の方式)	(申出の方式)	第11条 苦情申し立て
第11条       条例第12条第2項の規定により苦情又は申出をしようとする場合は、	第3条       条例第12条第2項の規定により苦情又は申出をしようとする場合は、男女平等苦情等申出書(第1号様式)による。         1号様式)による。       (申出の受付及び処理)         第4条       略	条例上に男女平等に関する苦情申し立ての規定があります。この規定で、性自認・性的指向による差別や、アウティングなどの申し立ても可能にする。(資料3-4参照)
2 市長は、前項の受付を行った場合において、苦情又は 申出をした者に処理の結果について、苦情等処 理通知書( <u>第8号</u> 様式)により通知するものとする。	2 市長は、前項の受付を行った場合において、苦情 又は申出をした者に処理の結果について、 <u>男女平等</u> 苦情等処理通知書( <u>第2号</u> 様式)により通知するも のとする。	

新	旧	ポイント
(委任)	(委任)	
<u>第13条</u> 略	<u>第5条</u> 略	
付 則	付則	
略	略	
第1号様式(第4条関係)日野市パートナーシップ宣誓書		第1号~第6号様式は資料3-2参
第2号様式(第6条関係)日野市パートナーシップ宣誓証明		照
<u>書</u>		
第3号様式(第6条関係)		
日野市パートナーシップ宣誓証明カード		
第4号様式(第7条関係)		
日野市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書		
第5号様式(第8条関係)		
日野市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届		
第6号様式(第9条関係)日野市パートナーシップ宣誓証		
<u>明書等返還届</u>		
<u>第7号様式</u> (第 <u>11</u> 条関係)	<u>第1号様式</u> (第 <u>3</u> 条関係)	第7号~第8号様式は資料3-4参
<b> </b>	<b>第9日样子(第4条眼形)</b>	照
第8号様式(第12条関係)	第2号様式(第4条関係)	